

第10回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年4月28日(水)午後2時00分～午後3時15分

2 開催の場所 ホテル白鳥 3階 鳳凰の間

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第63号 非農地確認について

議 第64号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第65号 農地利用最適化推進委員の欠員補充について

報告第19号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(2名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (欠)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (欠)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第10回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、4番委員、13番委員から提出されています。委員定数は19名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。1番委員、2番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事をお願いします。

それでは、議事に入ります。議第60号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第60号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件6筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それでは1番の案件についてご説明いたします。申請は、西法吉町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、当該農地を相続したが、遠方在住で耕作できないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、耕うん機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて2番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町上意東の畑4筆と現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外転出により、耕作不可となったためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得し、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
3番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

両案件とも事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断しました。

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第60号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第60号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第61号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第61号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

初めに4条1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は岡本町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判

事 務 局	断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、農家住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は175㎡、所要面積は申請地周囲の農地以外を含んだ1,074.16㎡です。事業計画ですが、追認案件となることから始末書が提出されています。なお、今回の案件は、申請者が自宅の建替え又は改築等を考え、敷地の地目を確認した所、農地であることが判明し申請があったものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 続いて4条2番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は墓地の移設です。転用面積は9.91㎡、所要面積も同様の9.91㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、山腹にある墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済です。転用目的は、農業用物置及び駐車場です。転用面積は855㎡、所要面積も同様の855㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し農業用倉庫1棟及び・・・の駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 4条4番について説明いたします。本案件は、令和2年6月総会にて5条許可をし、所有権が・・・に移りましたが、・・・が吸収合併により消滅したため、吸収元である・・・が事業を引き継ぐものです。工事内容は当初の許可申請時と何ら変わっておらず、事業主体のみが変わるものです。申請地の名義は既に吸収元である・・・に変更されていますが、工事がまだ完了しておらず、地目もまだ農地であるため本申請に至ったものです。以上上程いたしました案件はいずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 3 番 委 員 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 いずれの案件も、事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断しました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 4 番 委 員 長	4番の案件は現在工事中であるとのことだが、工事完了時期の目安と完了後の確認方法について伺う。
事 務 局	現地の状況ですが、現在すでに駐車場としてはほぼ完成している状態です。当初の完了予定は令和3年6月30日となっておりますので、今後は工事が完了次第、事務局で再度現地を確認する予定としております。
1 4 番 委 員 長	分かりました。 ほかにございませんか。
議	(なしの声)
議 長	ないようですので採決いたします。はじめに、議第61号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号1番以外の案件について採決いたします。 議第61号のうち、番号1番以外の案件について、原案のとおり許可することにござ異議ありませんか。

議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしということですので、議第61号のうち、番号1番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第61号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号1番について、採決いたします。議第61号の番号1番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしということですので、議第61号の番号1番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に議第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは議第62号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の6ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。</p> <p>初めに、5条1番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は1,779㎡、所要面積も同様の1,779㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、資材置場にするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条の2番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地の移設です。転用面積は9.91㎡、所要面積も同じく9.91㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、山腹にある墓地を移設するものです。譲受人は譲渡人のおじにあたる方です。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条の3番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和2年12月9日に農振除外済です。転用目的は個人住宅の建築です。転用面積は394㎡、所要面積も394㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、個人住宅1棟を建築するものです。申請地は既に造成されていることから、始末書が提出されています。申請者は土地を造成した後、家を建てる前に農振除外・転用許可が必要であると解釈していたようであり、造成後に農業委員会に本申請の相談をしたことで判明したものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条の4番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済みです。転用目的は個人住宅の建設です。転用面積は339㎡、所要面積も339㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細・資</p>

事 務 局	<p>金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条5番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西谷町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されており第1種農地と判断いたしました。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項2号の第1種農地で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は仮設事務所の設置です。転用面積は140㎡の内130㎡、所要面積も同様の130㎡です。権利の種類はご覧のとおりで、一時転用期間は令和4年4月30日までです。事業計画ですが、申請地を・・・区画整理その2工事に伴う現場事務所用地として一時転用していたものを、区画整理その3工事でも使用する為、一時転用の期間を延長するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条6番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大海崎町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事現場事務所、工事用車両駐車場です。転用面積は875㎡、所要面積も同様の875㎡です。権利の種類はご覧のとおりで、一時転用期間は令和4年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を・・・・・・工事に伴う工事現場事務所、工事用車両駐車場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 3 番 委 員 議	<p>長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も許可相当であると判断しました。</p> <p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
議	<p style="text-align: center;">(なしの声)</p> <p>長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第62号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号5番以外の案件について採決いたします。議第62号のうち、番号5番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
議	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>長 ご異議なしということですので、議第62号のうち、番号5番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第62号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号5番について、採決いたします。議第62号の番号5番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p>
議	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>長 ご異議なしということですので、議第62号の番号5番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p>
事 務 局	<p>次に、議第63号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは議第63号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農</p>

事務局

地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は3件4筆です。

それでは1番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、秋鹿町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、井神農道と宍道湖北部広域農道の設置点を東に180メートル進んだ地点の北側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、4月16日に申請者代理人の立ち合いの下、秋鹿地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は竹や雑木等が繁茂し、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、2番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西生馬町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道御津東生馬線から市道高田尾峠線に入り、東に約200メートル進んだ地点の北側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、4月13日に申請者立ち合いの下、18番委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄されています。また、令和2年7月の大雨により当該地北側の山林が崩れ、当該地を含む付近一帯に土砂が流れ込んだうえ、地滑りを起こしたような状態になっており、周囲の山林化と併せて、農地としての再生は困難な状況です。

続いて3番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、下佐陀町の市街化調整区域、農用地区域外の田2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、2番の案件と同じ位置で、県道御津東生馬線から市道高田尾峠線に入り、東に約200メートル進んだ地点の北側と南側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、4月13日に申請者立ち合いの下、18番委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄されています。また、令和2年7月の大雨により当該地北側の山林が崩れ、当該地を含む付近一帯に土砂が流れ込んだうえ、地滑りを起こしたような状態になっており、周囲の山林化と併せて、農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号2番、3番につきましては、現地確認を行った18番委員からの報告をお願いします。

18番委員

2番案件、3番案件については、周辺の山が先日の大雨で崩れており、当該地にも土砂が流れ込んでおり、さらに当該地全体が地滑りを起こしているような状態になっているため、農地への復旧の可能性はなしと判断いたしました。

議長

それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決します。議第63号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第63号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第64号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

議 事	長 務 局	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは議第64号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。はじめに農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1から利3は大野地区の更新案件です。利4は古江地区の新規案件です。利5は川津地区の更新案件です。利6は朝酌地区の更新案件です。利7は本庄地区の更新案件です。利8は揖屋干拓意宇地区の更新案件です。利9から利12は竹矢地区の更新案件です。利13は津田地区の新規案件です。利14から利21は鹿島地区の案件で、利15が新規の案件です。利22から利30は島根地区の案件で、利25から利30が新規の案件です。利31から利41は東出雲地区の案件で、利32の4筆が新規の案件です。利42から利48は八雲地区の案件で、利43が新規の案件です。利49から利57は玉湯地区の案件で、利52～54、利55の1筆、利56が新規の案件です。利58から利70は宍道地区の案件で、このうち利61と利69と利70が新規の案件です。利71から利84は八束地区の案件で、このうち利71と利72の1筆が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田141、775㎡、畑25、181㎡、合計面積166、956㎡となります。</p> <p>つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1は生馬地区、機構転貸の更新案件です。転2から転6は竹矢地区、このうち転2から転5は機構転貸の新規案件です。転7、転8は揖屋干拓の機構転貸の案件です。転7の2筆、転8は新規案件です。転9から転11は宍道地区、機構転貸の案件です。このうち転9は新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田22、312㎡、畑18、709㎡、合計面積41、021㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第64号は原案のとおり決定することに決めます。</p>
事 務	局	<p>次に議第65号「農地利用最適化推進委員の欠員補充について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは議案33ページをご覧ください。内容は、宍道地区における農地利用最適化推進委員1名の欠員補充について、説明・提案を行うものです。記載のとおり、募集人数は1名、担当区域は宍道区域(宍道町全域)、任期は令和3年9月1日から皆様の任期終了日と同じ令和5年7月23日までとなります。推薦及び募集の方法も、昨年度改選時に行った方法と同じで、個人又は団体からの推薦と自薦による応募となります。詳細は後ほどの協議事項(全員協議会)で、説明・提案させていただきます。そして推薦・応募の受付期間を6月1日から6月30日の約1カ月間とし、周知については市報6月号、市のホームページを活用することとしております。募集内容は以上ですが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>

議	長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条第1項の規定に基づき、議第65号は原案のとおり欠員補充に係る募集を行うことにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第65号は原案のとおり欠員補充に係る募集を行うことに決めます。 次に、報告に入ります。報告第19号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 務 局 長	局 長	(報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第10回松江市農業委員会総会を閉会いたします。